

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 5 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 8 日

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 安 来 弘 喜
松江市監査委員 石 倉 徳 章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>6 総括意見</p> <p>保健センターの管理運営は、設置及び管理に関する条例等に基づき、おおむね適正に管理されている。その中でも、松江市保健センターは、健康増進法に基づく健康相談、保健指導や母子保健法に基づく乳幼児健診の場として、松江市の保健活動の拠点として活用されている。</p> <p>支所管内の保健センターについては、利用状況が少なかったことから、もともと保健センターの設置が無かった地域や保健センターの機能移転による廃止、休止を行った地域での保健活動の実態と合わせて、地域での保健活動が着実に行われているか調査を行った。</p> <p>実態としては、各支所に配置された保健師により、住民の身近にある支所、公民館、集会所等での相談業務は実施されている。このことから、支所管内の保健センターを松江市全体での保健活動を行う拠点施設としてどう位置付けるかが問題と考える。</p> <p>すでに、松江市公共施設適正化計画において、保健センターは、「利用・コスト・老朽化の状況、類似施設の近接状況、市域全体のバランス等を見極め、将来的には、総合的な保健福祉センターは市域に 1 箇所とし、他は類似施設を</p>	<p>松江市公共施設適正化計画の方向性に沿った、保健センターの複合化・多機能化については、休止中である保健センターは活用策を、その他の支所管内の保健センターは利用状況や求められる役割と機能を、考慮しつつ進めてまいります。</p> <p>松江市保健福祉総合センター及び支所には地区担当保健師を配置し、家庭訪問による支援、健康教育や健康相談による啓発、地区組織の活動支援等を通して、地域の健康課題に基づいた健康づくりを推進しております。引き続き、松江市保健センター配置の保健師と、各支所に配置された保健師が連携し、保健活動の拠点としての松江市保健センターの一層の活用を図ってまいります。</p> <p>保健師の人材確保のため、学生の実習やインターンの受け入れや、人事課とも連携し、看護学科の学生を対象とする就職説明会等に参加し、保健師の仕事を紹介する取り組みも行ってまいります。</p> <p>また、「松江市保健師人材育成プログラム」を作成し、キャリアレベルに応じた研修や人材育成トレーナーによる指導を実施し、人材育成に努めてまいります。</p> <p>今後も引き続き、保健師の人材確保と育成に努め、健康相談、保健指導体制の充実を目指します。</p>

含め複合化・多機能化も検討する。」との方向性を示しているので、この計画に沿って施設の統合や複合化を推進されたい。

また、松江市保健センターは保健活動の拠点として、各支所に配置された保健師との連携を進めるなどし、一層の活用を図られたい。

なお、実効性のある保健福祉事業を推進するためには、保健センターという施設だけでなく、健康相談、保健指導体制充実も欠かせない。そのためにも、保健師の人材確保と育成にも努められたい。